

第3章 連邦構成主体首長¹選挙復活の経緯からみる中央・地方関係の変容

中馬 瑞貴

はじめに

2012年10月14日、ロシアの5つの連邦構成主体で8年ぶりに住民による知事選挙が行われた。2000年代前半に当時のプーチン政権で行われた中央集権化に向けた制度改革の一環として首長選挙が廃止され、任命制が導入された。今回導入された選挙制度は任命制導入以前に行われていた選挙制度とは異なっている。では、今回の首長選挙の復活はロシアの政治過程においていったい何を意味するのだろうか。

広大な領土と多民族から成るロシアにおいて、領土の一体性を維持することは大変重要なことである。ソ連の二の舞とならないためにも、ソ連崩壊直後のロシアでは中央・地方関係の確立に関わる課題、政策が常に注目を集めてきた。一般的に分権的な制度と考えられている連邦制を採用したロシアにおいては、エリツィン政権期に分権化が進みすぎた結果、領土の一体性を揺るがす危機的状況にあった。これを受けて1990年代の終わりから、中央集権的な中央・地方関係の構築を目指す政策がとられてきた。一方、中央集権化が進んだ現在でも、地方に委ねられている権限は多く、それらの権限を行使する連邦構成主体執行機関の最高責任者にあたる首長がその地方で果たす役割や影響力は大きいと考えられる。その首長がどのように任免されるかということは、ロシアの中央・地方関係、さらにはロシアの政治過程を考えるうえで、重要なテーマであり、理解しておく必要がある。

そこで、本稿では、第一次プーチン政権二期目（2004～2008年）およびメドヴェージェフ政権（2008～2012年）における首長選出方法の制度的変容と実際に任命されてきた首長の特徴、首長選挙の復活に至る政治過程を考察し、近年のロシアにおける中央・地方関係の変容を明らかにする。

1 首長直接選挙の廃止

2000年5月に大統領に就任したヴラジミール・プーチン（Vladimir Putin）は1期目に、1990年代のエリツィン政権の負の遺産ともいえる分権化しすぎた中央・地方関係を修正し、「垂直的な権力構造」や「法空間の一体性」を確立すること、すなわち中央集権的な中央・地方関係を確立するための政策を提言し、実施した²。その集大成ともいえる政策となったのがプーチン政権二期目の連邦構成主体首長選挙の廃止と任命制の導入であった。

2004年9月、ロシア南部の北オセチア共和国ベスラン市でチェチェン独立派を中心とする武装勢力によって学校が占拠され、児童を含む400人近い命が奪われる事件が起きた。事件を受けてプーチン大統領は政府、議会、連邦構成主体首長などを集めた拡大閣僚会議を開き、連邦構成主体首長の連邦中央の政策実施に対する責任についての問題を提起した。そして、連邦構成主体の状況に責任を負う立場にある首長を住民の直接選挙ではなく、連邦大統領の任命によって決定する制度の導入を提案した。

2004年12月11日に制定された連邦法 No.159 『ロシア連邦構成主体の立法（代表）国家権力機関および執行国家権力機関の組織一般原則についての連邦法（以下、「構成主体組織一般原則法」とする）』および『ロシア連邦国民の選挙権および国民投票に参加する権利の基本的保障についての連邦法（以下、「連邦選挙法」とする）』の修正補足法³と12月27日の大統領令「連邦構成主体最高行政長官の候補者検討の手続きについての規程（以下、「首長選出手続き規程」とする）」⁴によって導入された制度では、首長の選出に際して、連邦管区大統領全権代表が3名以上の首長候補者を探し、大統領府に提案する。その中から、連邦大統領が1名を選び、連邦構成主体の議会に提案する。構成主体議会が承認すると、その候補者が連邦構成主体の首長に正式に就任となる。連邦構成主体の立法機関が連邦大統領によって提案された候補者に関して、2回連続拒否、2回連続不採択、1回目が拒否で2回目が不採択、1回目が不採択で2回目が拒否の場合、連邦大統領は首長候補者を提案し、首長代行に任命し、連邦構成主体議会を解散することもできる。さらに連邦大統領は、連邦構成主体議会により首長に対する不信任が表明された場合、あるいはその義務の不適切な遂行により首長に対する連邦大統領の信任が失われた場合、首長を免職することができる。

この新しく導入された制度は、一般的に「大統領任命制」と言われることが多いが、実際には提案された数名の候補者の中から大統領が一人を選び、その後、連邦構成主体の議会が承認するという一方で、正確には大統領が任命しているわけではない。しかし、候補者を選ぶのは大統領に任命された連邦管区全権代表であり、連邦構成主体議会は承認を拒否し続けると、解散の可能性が生じることもあり、大統領の意見が通りやすい状況になっていることは疑う余地もない。

2005年12月31日に連邦法 No.202 『構成主体組織一般原則法』第18条および『政党についてのロシア連邦法』の修正についての連邦法⁵が採択され、2006年2月には「首長選出手続き規程」にも修正がくわえられ⁶、首長候補者任命の際の提案方法が変更となった。連邦管区全権代表だけでなく、連邦構成主体議会の第一党も首長候補を選定し、当該連邦構成主体議会の承認を得て、連邦大統領に提案することが可能となった。この候補者

選定については、2008年11月、ドミトリー・メドヴェージェフ (Dmitry Medvedev) が大統領就任後、最初の教書演説で「地方議会の第一党のみが連邦構成主体首長候補の提案を行うようにすべきである。そうすることでふさわしい候補者を提案する排他的権利が国民の大部分を代表する公の開かれた政治機関 (=連邦構成主体議会のこと一筆者) に与えられる」と発言したことにより⁷、さらに修正が行われた。2009年4月23日付大統領令「ロシア連邦連邦構成主体最高公職者 (最高執行国家権力機関の長) の候補者の提案の提出および検討の方式に関する規程」⁸が採択されると、大統領全権代表による候補者選任は廃止となり、住民の選挙で選ばれた各連邦構成主体の議員によって構成される連邦構成主体議会の第一党にその権限が委ねられることになった。

しかし、この時期、多くの連邦構成主体議会第一党は、プーチン首相 (当時) が党首を務める「統一ロシア」であり、しかも候補者を選定するのは連邦構成主体議会の議員や政党の地方支部ではなく、政党の中央機関であった。つまり、彼らは決して連邦構成主体の住民に近いとは言えず、引き続き、連邦中央の意向が大きく影響するという状況は残った。一方で、大統領が直接任命する連邦管区大統領全権代表や大統領の側近である大統領府の役人が首長候補者の選定に関与することがなくなり、政党の意見が取り入れられるようになったということは、政党の役割を重視する方針の具体化であると言えるだろう。

2 任命された首長たち

前節では、任命制の制度的特徴やその変化について触れてきたが、制度だけを見ていても実態は見えてこない。そこで以下では、実際にプーチンおよびメドヴェージェフ政権下で行われた首長任命について検証し、任命制導入後の首長の特徴について明らかにする。

(1) プーチン政権期の任命 (2005~2008年)

任命制の導入後、最初に知事に任命されたのは2005年2月、沿海地方のセルゲイ・ダリキン (Sergei Darikin) であった。ダリキン知事は任期満了前に大統領に自らの信任を問うという形で、二期目の就任を果たした。彼に続いて、チュメニ州のセルゲイ・ソビヤニン (Sergei Sobyenin)、ヴラジミル州のニコライ・ヴィノグラドフ (Nikolai Vinogradov) など、任命制導入前に住民の選挙によって選ばれた首長の再任が続いた。

2005年3月、サラトフ州のパヴェル・イパトフ (Pavel Ipatov) が任命知事の第一号となった。その後、モスクワ副市長のヴァレリー・シャンツェフ (Valery Shantsev) がニジェゴロド州知事、同じくモスクワ副市長のミハイル・メニ (Mikhail Men') がイヴァノヴォ州知事、タタルスタン共和国議会議長のニコライ・コレソフ (Nikolai Koresov) がア

ムール州知事に任命されるなど、構成主体を超えて首長に任命されたり、国会会議（下院）副議長のゲオルギー・ボオス（Georgy Boos）がカリニングラード州知事、連邦農業省次官のセルゲイ・ミチン（Sergei Mitin）がノヴゴロド州知事に就任など、連邦中央から落下傘で就任が決まったり、連邦構成主体とのつながりを重視しない人事が行われた。

中央集権化を目指すプーチン政権においては、1990年代から長期にわたって首長を務め、独立や主権、権限の拡大を求めたり、連邦中央の政策に反発したりしていた「強い」首長が解任されるかと思われたが、実際にプーチン大統領がそのような「強い」首長を解任するケースはほとんど見られず、彼らの多くが再任を果たした。2000年代前半に導入された一連の中央集権化政策によって、すでに「強い」首長の連邦中央の政策決定過程への影響力は衰退していた。一方で、彼らが自身の連邦構成主体で培ってきた住民からの信頼や統治力は国家全体にとって重要であると連邦政府は考えていただろう。プーチンは大統領在任期間中に55人の首長を再任させ、27人を新たに任命した。

（2）メドヴェージェフ政権期（2008～2012年）

メドヴェージェフ政権では、前述のような制度的変化が生じただけでなく、任命される首長にも変化が見られるようになった。第一に、彼はプーチンが避けてきた「強い」首長の解任に着手し始めたのである。2009年2月にオリョール州のエゴール・ストロエフ（Egor Stroyev）、2009年5月にハバロフスク地方のヴィクトル・イシャエフ（Viktor Ishaev）、2009年11月にスヴェルドロフスク州のエドワルド・ロッセリ（Eduard Rossel'）、2010年3月にタタルスタン共和国のミンチメル・シャイミエフ（Mintimer Shaimiyev）、2010年7月にバシコルトスタン共和国のムルタザ・ラヒモフ（Murtaza Rakhimov）、2010年9月にモスクワ市のユーリー・ルシコフ（Yury Lushkov）が解任された。彼らは基本的に「本人の希望により」解任されたが、交代の経緯やその後の活躍にはそれぞれ特徴がある。上院メンバーに就任したストロエフおよびロッセリは連邦構成主体の行政府からは退き、連邦中央に移った。シャイミエフは自分の腹心ともいえる元共和国首相のルスタム・ミンニハノフ（Rustam Minnikhanov）を後継者にすることに成功し、退任後も現大統領との良好な関係を背景に大統領顧問としてその影響力を共和国内で維持している。一方、ラヒモフの後任となったルステム・ハミトフ（Rustem Khamitov）は連邦中央からの任命であり、政治・経済両面で共和国を牛耳ってきたラヒモフおよびその家族や周辺と対立が続いている。さらに、ルシコフ市長の場合、連邦中央の意に反して本人が退任を望まず、任期の継続を望んだことにより、「連邦大統領の信頼を失った」というあまり前例のない理由で解任されることになった⁹。彼の後任となったのはソビヤニン前連邦副首相であり、ルシコ

フ市長は裁判こそ免れているものの、ほとんど、表舞台には出てこなくなった。

2 つ目の特徴として、首長の若さを挙げることができる。最も若いのはプーチン大統領時代に任命された 1976 年生まれのラムザン・カディロフ (Ramzan Kadyrov) チェチェン共和国大統領であるが、1975 年生まれのアンドレイ・トゥルチャク (Andrey Turchak) プスコフ州知事やミハイル・ベールィ (Mikhail Bely) キーロフ州知事、1971 年生まれのドミトリー・コビルキン (Dmitry Kobylkin) はメドヴェージェフによって任命された。2008 年 5 月時点で首長の平均年齢は 54.4 歳であったのが、2012 年 5 月には 52.5 歳となっている¹⁰。若くして知事に就任した彼らは政治・行政における経験が決して豊富とは言えないが、今後の期待される。

最後に 3 つ目の特徴として、多くの新任首長がプーチン政権期のような連邦中央やビジネス・経済界からの落下傘的な任命ではなく、その連邦構成主体の出身者、もしくは何らかの関わりを持つ人物であった。首長就任前、首長の右腕である副知事や首相、副首相を務めていた人物として、チュコト自治管区のロマン・コピン (Roman Kopin、元副知事)、ハバロフスク地方のヴァチェスラフ・シポルト (Vyacheslav Shport、元副首相兼大臣) ヴォルゴグラード州のアナトリー・プロフコフ (Anatoly Prokhkov、元副知事)、ノヴォシビルスク州のヴァシリー・ユルチェンコ (Vasily Yurchenko、元第一副知事)、カルムイク共和国のアレクセイ・オルロフ (Aleksey Orlov、元第一副首相)、ヤロスラヴリ州のセルゲイ・ヤストレボフ (Sergei Yastrebov、元第一副知事)、連邦構成主体議会の出身者として、北オセチア共和国のタイムラズ・マスムロフ (Taimraz Masmurov)、サラトフ州のヴァレリー・ラダエフ (Valery Radayev)、ムルマンスク州のマリナ・コフトゥン (Marina Kovtun)、同連邦構成主体代表の連邦上院メンバーであった、チェリャビンスク州のミハイル・ユーレヴィッチ (Mikhail Yurevich)、リペツク州のオレグ・コロレフ (Oleg Korolev)、カレリヤ共和国のアンドレイ・ネリドフ (Andrey Neridov)、などがいる。

メドヴェージェフ政権期にはのべ 81 人の首長が任命され、うち、23 人だけが再任を果たし、残りの連邦構成主体では新しい首長が就任した。制度的には大きく変化しなかったが、実際の首長の顔ぶれを見ると、連邦構成主体に近い人物の任命を実現したことがメドヴェージェフ政権期の特徴といえる¹¹。

3 首長選挙の復活

2011 年 12 月、メドヴェージェフ大統領は最後の大統領教書演説で、「国民に政治参加の可能性を与える必要がある」と語り、そのために必要な政策として第一に「連邦構成主体の住民による首長の直接選挙への移行」を掲げた¹²。すると 2012 年 1 月 16 日には、首

長選挙の復活と政党登録手続きの簡素化に関する連邦法案が下院に提出された。その法案は4月15日に第一読会、一部の修正を得て4月24日に第二読会、翌25日に第三読会を通過し、下院で可決された。すぐに上院でも審議が行われ27日に承認を受け、2012年5月2日付連邦法 No.40 『構成主体組織一般原則法』および『連邦選挙法』への修正について（以下、「首長選挙法」とする）¹³が成立した。まさに、大統領退任直前のメドヴェージェフが最後に実現した政策であった。

「首長選挙法」によると、連邦構成主体首長は当該連邦構成主体住民の平等・直接選挙権に基づく秘密投票で選ばれる。候補者は、投票参加有権者の過半数の票を獲得すると選出となるが、1回目の投票で過半数を超えた候補者がいない場合には、1位と2位の候補者の間で決選投票が行われる。被選挙権は外国の居住権を持たない30歳以上のロシア国民である。なお、選出された首長の任期は5年以内、2期以上の連続選出は不可と定められた。ここまでは、かつての首長選挙とほぼ同じ内容である。新制度の下では、首長候補者は政党によって推薦される党员もしくは無所属の国民でなければならない。なお、連邦構成主体の法律で認めている場合のみ、立候補での出馬が可能となるが、有権者の署名が必要である。

新しい選挙制度には、下院で議論の対象となった3つの特徴がある。第一に「大統領フィルター制」である。大統領の発議によって、候補者を擁立した政党および立候補の場合はその本人と大統領とが事前に協議を行うことが可能であるという仕組みだ。つまり大統領が気に入らない候補者が擁立された場合、その推薦もしくは立候補を妨げることができるということになる。住民による選挙であっても、候補者選びの段階で連邦大統領の影響力がおよぶことになり、任命制とあまり変わらないという批判的意見がある。その一方で、「大統領フィルター制」が大統領による拒否権や「ムチ」として使われるのではなく、大統領の支持を得られた候補者は候補者登録のための署名集めが必要なくなるなど、「アメ」として使われるのであれば、受け入れることも可能ではないかという意見もあった¹⁴。また、当初の法案では大統領との「協議が義務づけられる」という内容であったが、最終的に採択された法律の規定では、「協議が可能である」ということで、必ず協議が行われるわけではない。実際、2012年10月に行われた選挙では、候補者について大統領と政党との事前審議が行われたケースは見られなかった。

第二の特徴として「地方自治体によるプライムレース」が行われる。候補者は政党による推薦であれ、立候補であれ、構成主体内の4分の3以上の地方自治体で議会および地方自治体行政長官の5~10%の支持署名を事前に獲得しなければならない。つまり、候補者というのは一部の自治体からの支持のみでは、選挙に参加することができず、その支持が

連邦構成主体全域に広がっていなければならないのである。

第三に住民の選挙によって選ばれるにもかかわらず、連邦大統領にも首長を解任する権限が与えられている。解任が認められるのは、裁判所によって首長に汚職の疑いおよび利益対立の調整ができないとの疑いがあると証明された場合と、首長としての職務不履行の場合に限られるが、これが認められた場合には、住民の承認を得ずに、首長を解任することができる。住民によるリコールでも首長は解任されるが、とても複雑な手続きとなっており、さらにこの規定が適用されるのは就任から 1 年以上が経過した首長に限定される。首長を選んだ住民自身による解任が大統領よりも難しい。

このように、再び導入された連邦構成主体首長選挙というのは、かつて、1990 年代後半から 2000 年代前半に連邦構成主体全域で行われていた首長直接選挙とは制度的に異なる点が多く、「復活」とは言い難い。特に候補者擁立の時点で、かつてのような自由な立候補ではなく、基本的に政党の推薦を受けなければならず、場合によっては大統領の支持が必要となる。これはつまり、任命制の候補者選びとほとんど変わらない。選挙を行うことで「国民の政治参加」が必要と主張したメドヴェージェフの意向は一見すると、実現に向かっているように見えるが、制度的には大きな変化がないとも言える。

実際の選挙結果を見ても、2012 年 10 月 14 日に 5 つの州で行われた選挙では、アムール州でオレグ・コジエミャコ (Oleg Kozhemyako) (77.28%)、ベルゴロド州でエヴゲニー・サフチェンコ (Yevgeny Savchenko) (77.64%)、ブリャンスク州でニコライ・デニン (Nikolai Denin) (65.22%)、ノヴゴロド州でセルゲイ・ミチン (75.95%)、リャザン州でオレグ・コヴァリョフ (Oleg Kovalev) (64.43%) が勝利し、全員現職で統一ロシアの候補者が再選されるという結果になった¹⁵。立候補による候補者は出ず、すべて政党候補者であった。ただし、選挙に不正が見られたわけではなく、彼らのこれまでの業績を純粹に有権者が支持し、今後に期待をかけていると見ることはできる。また、野党に優れた候補者がいなかったという現状もある。

随所に問題点が見られる首長選挙であるが、住民による選挙を再び導入したことは重要な変化であり、それが必要とされている状況が現在のロシア社会にあるということを理解しておく必要があるだろう。2011 年 12 月の下院選挙後に生じた国民による反政権デモによって、住民への譲歩の一つとして迅速に直接選挙の復活を実現させたという意見が多い。

実施から 8 年が経過し、任命制の限界が明らかになったということもあるだろう。首長の任命に限らず、ロシアでは近年、政治・行政における人材不足が問題視されている。長年非常事態大臣を務めたセルゲイ・ショイグ (Sergei Shoigu) は 2012 年 5 月にモスクワ州知事に就任したが、わずか半年後の 11 月には省内の汚職疑惑の責任をとって退任した

アナトリー・セルジュコフ (Anatoly Serdyukov) に代わって、国防大臣に就任するというめまぐるしい異動を遂げた。また、長年モルダヴィア共和国の大統領を務めたニコライ・メルクシキン (Nikolai Merkushkin) がサマラ州の知事に横滑りで就任した。ある連邦構成主体の首長から別の連邦構成主体の首長へというのは前例のない人事異動であった。選挙にすることで、実際に当選するかどうかは別として、野党からの候補者や立候補者も募り、選択肢を広げることができる。

さらに、任命によって就任した首長の能力不足も問題であった。経済・ビジネスの分野で豊富な経験を持っていたり、能力を発揮していたりしても、地方の統治、行政の実施といったところで成果を発揮できるとは限らない。スヴェルドロフスク州のアレクサンドル・ミシャリン (Aleksandr Mishalin) がその例といえる¹⁶。連邦中央であれ、連邦構成主体であれ、それなりの政治経験を持っている人物でなければ、首長を務めることは難しい。さらに、現在のロシアにおいては政府が住民の意見や考えを全く無視して政治を行うことはできない。前述の 2011 年 12 月の下院選挙後に発生したデモは、比較的すぐに収束に向かったと言われるが、連邦中央にとってはそれなりの脅威だったに違いない。その証拠に、下院選挙直後、政府は統一ロシアの得票率が低かった連邦構成主体の首長を集めて会議を実施したり、そのような連邦構成主体の首長を解任したりと、即座に対応をとった。中央集権的な制度の下で、一元的に連邦構成主体を管理していくことが必要ではあるが、83 連邦構成主体すべてを連邦中央から管理することはできないということは、過去の経験から連邦中央は十分に理解していることである。そこで、連邦政府の政策を忠実に遂行するだけでなく、住民の意見を理解し、くみ取ることのできる首長が必要になってきたということが背景にあるのではないか。

おわりに

プーチン政権下で廃止された首長選挙が、メドヴェージェフ政権下で再び復活し、プーチン政権下で実行されるという形で、ロシアの中央・地方関係は変容した。導入当初から専門家の中で批判されることが多かった任命制については、一時的な措置であろうという見方もその当時からあり、いずれは選挙が復活することは予想されていたと言える。首長選挙を廃止し、任命制を導入した 2000 年代半ばという時期は、中央集権的な中央・地方関係を目指した 2000 年 初頭の成果を受け、ある程度浸透し始めた垂直的な権力構造の中で、連邦全体で一貫した政策の遂行、法律の順守などがさらに求められていた。しかし今度は、各構成主体における成果、具体的には地方の社会・経済発展が必要となると同時に、

要求が拡大する住民への対応が求められている。それらを達成するには中央集権的な仕組みだけでは対処できないという点は、広い国土、多民族から成る人口構成、非対称な行政区画を持つロシアの中央・地方関係の最大の特徴である。現在のプーチン政権下における中央・地方関係はこのような根本的なロシアの特徴と、現在の政治状況の両方を考慮して、政策の決定が行われていると言えるだろう。

－注－

- 1 ロシア連邦を構成する 83 連邦構成主体では最高権力者（執行国家権力機関の長）が行政機関のトップを務めるが、彼らは各構成主体によって知事、大統領、元首など名称が異なるため、本稿では総称として「首長」を使う。特定の人物の場合は、各構成主体の名称を付ける。
- 2 プーチン政権一期目の中央集権化政策については、上野俊彦「ロシアにおける連邦制改革－プーチンからメドヴェージェフへ」『スラブ・ユーラシア研究報告集 No.2 体制転換研究の先端的議論』2010 年 4 月、が詳しい。なお、これらの政策はプーチン大統領就任前から必要性が主張されており、特にエリツィン政権末期、プリマコフ首相が大々的に演説を行った（*Rossiiskaya gazeta*（ロシア新聞）, February 27, 1997）。
- 3 *Sobraniye zakonotdatel'stva Rossiiskoi Federatsii*（ロシア連邦法令集）, 2004, No.50, 4950.
- 4 *Rossiiskaya gazeta*（ロシア新聞）, December 29, 2004.
- 5 *Sobraniye zakonotdatel'stva Rossiiskoi Federatsii*（ロシア連邦法令集）, 2006, No.1, 13.
- 6 *Rossiiskaya gazeta*（ロシア新聞）, February 21, 2006.
- 7 “*Poslaniye Federal'nomu Sobraniyu Rossiiskoi Federatsii*”, November 5, 2008
<<http://www.kremlin.ru/text/appears/2008/11/208749.shtml>> 2013 年 1 月 31 日アクセス。
- 8 *Rossiiskaya gazeta*（ロシア新聞）, April 28, 2009.
- 9 プーチン政権期、ロギオノフ・コリャーク自治管区知事、バリノフ・ネネツ自治管区行政長官、コロトコフ・アムール州自治の 3 人が「大統領の信頼を失った」ことを理由に任期前に解任されたが、メドヴェージェフ政権においては唯一であった。
- 10 コメルサント紙、2012 年 5 月 18 日<<http://www.kommersant.ru/doc/1936335/print>> 2012 年 5 月 21 日アクセス。

- 11 任命制の導入については拙著「ロシアの地方首長公選制から任命性へープーチン・メドヴェージェフ両政権下の政治過程ー」『法学政治学論究』2011 年秋号に詳しく書かれている。
- 12 “Poslaniye Federal’nomu Sobraniyu Rossiiskoi Federatsii”, December 22, 2011
<<http://news.kremlin.ru/news/14088>> 2013 年 1 月 31 日アクセス。
- 13 Sobraniye zakonotdatel'stva Rossiiskoi Federatsii (ロシア連邦法令集), 2012, No.19.
- 14 Interfax, April 24, 2012 <<http://www.interfax.ru/print.asp?sec=1448&id=242408>>
2012 年 4 月 25 日アクセス。
- 15 各連邦構成主体の選挙管理委員会 HP より。
- 16 ビジネス新聞「VZGLYAD」2012 年 5 月 14 日
<<http://vz.ru/politics/2012/5/14/513421.print.html>> 2012 年 5 月 15 日アクセス。